

## 休日保育のご利用について

保護者の皆様

湯沢こども園

### ◎休日保育について

日曜日や祝日などに就労又は、緊急かつやむを得ない事情によって家庭で保育出来ない場合にこども園で保育を行うことにより、子育てと仕事の両立を支援するとともに児童の健全な育成を図る事を目的とするものです。(基本的に日・祝日に就労されている方が対象になります)

※国の制度では、休日保育を利用する場合、平日1日はお休みをしていただくことになっております。

### ◎ご利用の対象となる児童について

○湯沢市の保育所(園)・認定こども園に在籍する2号・3号認定の児童

○病気などにより集団の保育が困難でないこと

※認定こども園1号認定の方、幼稚園児は、有料になります。

### ◎ 開始年月日

令和3年4月～令和4年3月までの日曜・祝日。

原則として日曜・祝日は開園ですが(年始1月1日から3日は休園)、園の修繕、補修、災害、法人研修会、感染症等が発生した場合等により休園する場合もございますのでご了承下さい。

### ◎ ご利用時間

午前8時30分～午後5時30分まで

### ◎ 利用料について

平成27年度より保育園、認定こども園2号・3号認定の子どもは(子ども子育て支援法の改正) 無料です。

### ◎ 受入児童人数

**10名程度** (児童の受入人数・年齢によってはお預かりできない場合もあります)  
(生後6カ月から受入可能)

### ◎対応職員について

常時2名(保育士免許あり) 調理員1名

### ◎昼食・おやつについて

昼食(軽食)が提供されます(休日用献立を配布致します)

3歳未満児はミルク・離乳食を提供致します。(ご利用時相談)

**※アレルギーのあるお子さんは昼食(弁当・飲み物・おやつ)持参となります。**

給食担当者が不在の場合は、昼食(軽食)が提供できないことがあり、お弁当のお願いをすることがございますのでご了承下さい。

◎利用条件について（利用するにあたり優先順位があります）

- ① 常に日曜・祝日に保護者ともお仕事があり保育を必要とするお子さん対象となります。
- ② 時々日曜・祝日に保護者ともお仕事があり保育を必要とするお子さん対象となります。
- ③ 急な仕事でも利用可能ですが、優先順位が低くなります。

※ 平日1日休みを取らなければならないことになっています。

※ 保育教諭2名体制のため、受け入れ人数に制限があります。

緊急かつやむを得ない事情とは、死亡、失踪、傷病、災害、出産、看護、介護、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事由です。急な仕事は緊急条件に入りませんが、定員に余裕がある場合は利用できます。

◎持ち物について（詳しくはご利用前にご説明します）

保険証の写し

（登録の際に書類と一緒に提出をお願いします）

認定通知書の写し

（園外から登録される場合は、登録の際に書類と一緒に提出をお願いします）

哺乳びん2本

おむつ

食事用エプロン

バスタオル2枚

（午睡時に使います。冬季は、バスタオル1枚と毛布1枚）

着替え

はし

スプーン・フォーク

コップ

おしぼり

飲み物